

豪農経営と地域編成（四・完）

— 全国市場との関係をふまえて —

岩 田 浩太郎

（人文学部 経済史研究室）

はじめに—課題の設定—

I 豪農経営と地域経済

1 経営発展と地主経営

2 金融活動と地域編成（以上第三二卷第二号）

3 紅花市場変動と流通編成

〈小括Ⅰ〉羽州村山郡の紅花生産・市場・金融的条件の地域的特質

〈小括Ⅱ〉大規模豪農経営における地域編成の構造

（以上第三三卷第一号）

II 豪農経営と地域社会

1 土地問題と郡中惣代・郷宿

2 小作騒動と郡中議定・郷中議定（以上第三三卷第二号）

3 動員体制の形成

4 郡中流通編成の志向

おわりに（以上本号）

騷立一件手伝

堀米家は幕末期村山農兵を組織したことで著名であるが、大規模豪農の地域編成にとって防衛Ⅱ暴力装置・動員体制の構築は一つのポイントである。同家による動員体制の形成過程について考察したい。

天保八年（一八三七）三月一〜一六日の白岩騷動⁸⁰を契機に、堀米家は自家防衛のための動員体制を組織した。この動員は「騷立一件手伝」と称されたが、三月一四〜一六日（一部は一八日）まで、日付が判明するものだけでも二五名が各一〜四日ずつ堀米家に詰めたり宿や飯の提供をおこなったことが確認できる（表26）。万一の時に堀米家の家財を持って近隣の家へ運ぶ者を「持退守護人」と称し、その分担当を家財毎（公私文書各種入・刀脇差・鉄砲・鎗・弓・具足入・古着

表 26 天保 8 年白岩騒動時の堀米家の防衛動員
 - 3 月 14 ~ 18 日「騒立一件手伝」 -

出 動 日	村 名 / 名 前	堀米家との関係・属性
14 日 ~ 16 日	松橋 新 蔵	日用・沢畑住居
〃	〃 蔵	沢畑住居
〃	〃 治 兵衛	地借・沢畑住居
〃	〃 萬 次郎	小作人・沢畑住居
〃	〃 長 太郎	小作人・日用・沢畑住居
〃	〃 久 蔵	分家
〃	〃 才 次郎	分家・沢畑住居
〃	〃 彦 次郎	沢畑住居
〃	〃 十 五郎	分家・沢畑住居
〃	工藤小路 治郎兵衛	小作人・日用
14 日・16 日	吉田 才三	支配人・口入人
15 日 ~ 18 日	吉田 久助	支配人・口入人
15 日・16 日	松橋 林 助	日用・沢畑住居
〃	〃 源 次郎	小作人伯父
〃	〃 清 平	沢畑住居
〃	〃 友 吉	沢畑住居
〃	〃 作 助	沢畑住居
〃	〃 市 太郎	分家
〃	〃 庄 吉	小作人
〃	〃 与次兵衛	小作人
〃	工藤小路 作 兵衛	小作人・地借・沢畑住居
〃	吉田 久	小作人

典拠 天保 8 年「家財訛覚帳」（堀米則吉家文書）。堀米家との関係・属性は堀米四郎兵衛家文書。
 補注 他に吉田村南蔵院（15日）・溝延村高木仁三郎（15~18日）が持退守護人の宿および飯の提供をおこなった。

入・夏物入・銭箱・木綿諸品入・布団・夜着・膳椀入・雛入・五十集荷など）におこない、実際に家財の一部の他家への持ち運び（Ⅱ緊急避難のための移動）が実行されたことが確認できる。火難・打ちこわし対策と防御のための動員体制であることが明確である。表 26 により動員の社会関係を検討すると、地縁関係（沢畑住居）・地主小作関係・日用・分家関係を軸に動員していることが判明する。新庄藩領吉田村の支配人二名（才三郎・久之助²²）や小作人（久兵衛）、工藤小路

村の小作人や日用（治郎兵衛・作兵衛）など他村民も参加している点が注目できる。村請制村を媒介としない、家と家との関係（地縁・血縁・経営、他村を含む）による動員であることが明確であり、いわば「私兵的性格」をもつ動員が天保凶作期に試行されていたことがあきらかである。

駆付防方人足

また、安政元年（一八五四）千魃不穩時に松橋村上組で火難・非常用心のための駆付防方人足の村議定を作成している。

〔史料 6〕

議定一札之事

一、近來所々火事繁く候ニ付格別ニ用心いたし候様、尤右ニ付谷地郷取締方取究候義も有之、防方人足等村役人差図ニ相洩れ不申候事
 一、今般村印染ぬき紺地腹巻銘々へ壹枚ツ、并人足鑑札相添御渡被成、則請取、尤心得方之義は銘々地元郷御蔵は勿論之義、柴橋寒河江両御陣屋元并田井村溝延村小泉村西里村日和田村箕輪村吉田村嶋大堀村野田村藤助新田其外之最寄近村、村役人村纏持参出張いたし候程之場へ早速駆付防方出精可致候事
 一、火盜其外非常之節は聞伝次第早々駆付、村役人差図ニ随ひ相働き可申、尤眼立候働さ仕候ものへは品ニ寄、村役人ノ酒代手当等被下候趣、且又村方用意之火消道具有之候得共、自然不足ニ可有之ニ付、

銘々心掛置可申事

一、鑑札之儀は火事其外非常之場へ駈付相働候者は、場所引取之節鑑札村役人へ相渡可申、右鑑札ヲ以場所へ出候者、又は不出者之分早速村役人方ニ而相調、働き方格別宜敷事も有之候ハ、品ニ寄 御役所へも申上、前文之通酒代等相渡可申事

一、諸人足等之義も先年議定之通村役人方相触候ハ、鑑札持參可罷出、若シ相違之事も候ハ、先年大堰普請人足議定之通可仕候事

附り 人足触出候節は無遅滞可罷出、火盜其外非常之触出しニ不拘、早速駈付候事第一之手柄、尤鑑札銘々失念無之事

一、根岸住居之ものは是又前々之通り相心得、村役人方申触候通り可致、尤非常之節前同断之事

一、沢畑住居之ものは是又前同様可相心得、尤当村名主住居ニも有之候間別而心掛可申、且又地元近辺は勿論、名主出張可致場所之出火ニ候ハ、かい吹立可申、勿論早拍子木敷敷打立可申候間早速仕度いたし名主宅へ駈集り場所へ欠付可申、尤沢畑之分は名主出張筋ニ駈付候事故壹ヶ月之内上十五日下十五日と相定候

右人足割左之通

上十五日 朔日方十五日迄

利助 四郎次 直藏 卯右衛門 作兵衛
作助 弥兵衛

下十五日 十六日夕晦日迄

重五郎 重助 長七 才次郎 萬次郎
伊助 長太郎 兵次郎

右之通相定候上は銘々無失念相凶次第何時ニよらず駈付可申、早拍子木かひ吹立方之義は人足集り不申内は吹立可申ニ付、成丈取急ぎ駈付可申、村役人ハ火急之節は手人数而已ニ而駈集可申ニ付、追々集り次第引続き駈付可申事

右は今般書面之條々議定請一札差出置上は、少茂違志申間敷候、依之印形差出候所如件

松橋村上組

嘉永七年

百姓 利助 印

寅六月

同 直藏 印

名主

同 四郎次 印
(ほか 四六名略)

組頭

四郎兵衛 殿

同

久五郎 殿

同

三 徳 殿

百姓代

萬 次 郎 殿

松橋村上組惣百姓に「村印染ぬき紺地腹巻銘々へ壹枚ツ、并人足鑑札」を配布し、万一の時には地元・郷蔵・柴橋寒河江両陣屋元や最寄近村への村役人の出張先へ早速駆けつけ防ぎ方をおこなうことを議定している。「眼立候補き仕候者」へは村役人より酒代手当が出た。人足に出た際には鑑札を持参し参加を確認するなど、動員後の処理は村方人足役の体系でおこなった。カマエ・地借・日用・小作人といった社会関係を堀米四郎兵衛家との間に濃密に有する沢畑住居の者は、名主（四郎兵衛）の地元近辺や出張先へ駆けつけ防ぎ方をおこなうことを特に細かに議定している。これらの事例から、堀米家が天保・安政初年に、家と家との関係（地縁・血縁・経営）による動員を核にしつつ、さらに村請制村を基盤とした動員体制をも構築したことがあきらかである。武力装備はないが、陣屋防衛など文久期以降の農兵の機能を事実上具備しつつあるものとして評価できる。**論点** 堀米家の場合、天保期から防衛動員体制を組織化し、動員体制も①家と家との関係（地縁・血縁・経営）、②村請制村、の両面を基盤にしていた。同家の小作管理機構と同様、村請制村にのみ依拠するのではなく、家と家と

の直接的関係を紐帯にしているところに大規模豪農の動員体制の強みがある。文久村山農兵・慶応強壯人取立の推進者となる堀米家の歴史的前提・基盤がここに把握できる。

4 郡中流通編成の志向

国産売買取締献策

施米・安米などの救済行為のみならず、郡中全体の地域利益の増殖について堀米家がどのように関与していたかは、同家の地域編成の基盤を考察するうえでまた重要なポイントとなる。万延元年（一八六〇）九月の柴橋代官からの諮問に応えて同家がおこなった国産売買取締献策はこの点で重要である。以下、検討しよう。

〔史料7〕

国産生糸売買取締方御尋ニ付奉申上候

一、出羽国村山郡数品産物他国出相成候分之内、紅花干、生糸等第一ニ取扱来候処、売買之義甚々倉忽ニ而、直段区々ニ相成、既ニ一村又は隣村之内ニ而も同品直段不等、銘々存寄次第取引いたし、手廻し不宜者は相応ニ可売払品も格別下直ニ売渡候様ニ相成、自然他国他郡之商人のミ案外之利潤有之候様成行、村々貧民不手廻之者折角之働も空仕当ニ不相成、弥以困窮ニ陥り候次第、第一大切之御役永

も自然不取締之義も有之候様相成候而は恐入候御義旁ニ付、右様
区々之売買不仕実意ニ取引仕相互利益相成候様仕候ニは、当村山郡
ニおゐて式三ヶ所会所取建、産物御役永荷物都而為取扱、相当之相
場を以正路ニ売買仕、都而不取締無之様為取斗、尤会所相動候者は
身元宜敷実躰無欲ニ而唯々公私之益筋厚世話仕候者相擧、御料私領
寺社領共一般ニ取締被仰付、頂御威光、抜荷等急度相改、何れ之口
留所ニ而も右会所之印鑑ニ而他国出仕候様主法相立、私領寺社領方
相調へ候荷物之分は夫々右会所方御役永取調、二季引渡、御料所之
分は御役所へ上納仕、其時々会所下代之者為取締と為致出役、不埒
之売買仕候者有之候ハ、差押、右会所ニ而丁面相糺し候上御料私領
ニ不拘御役所へ差出候様取斗候ハ、勝手俣之売買も無之相場等も
区々ニ不相成、且紅花白干苧其外都而之國産右同様相成候ハ、都而
之御役永も取締、公私之利益と奉存候、尤村山郡一郡右様主法相成
候而隣郡隣國御取締無御座、近辺不等候而は容易ニ主法相立不申義
と奉存候、若シ右躰取締相成候ハ、業躰相励、自然御国益ニ相成廣
太之御仁恵と奉存候、右御尋ニ付奉申上候、以上

八之助

市郎兵衛

堀米四郎兵衛

上

柴橋代官役所宛に提出されたこの献策の内容は、①郡境や街道筋に
複数設置されている口留所と郡内に二〜三ヶ所新たに設置する会所に
より郡中国産統制を実施する、②会所で生糸など「産物御役永荷物」
を全て取り扱い「相当之相場を以正路ニ売買」すること、他国商人
により買い叩かれて低迷している相場を引き立てる、③紅花・白干苧
その他の全ての国産品についても同様の主法を実施する、④そのこと
で（郡中村々の貧民から幕府までを含む）「公私之利益」「御国益」を
実現する、を骨子とするものであった。献策主体は、堀米四郎兵衛と
柴橋附郡中惣代兼西里村天満組名主市郎兵衛・米沢村百姓工藤八之助
〔一二一俵〕堀米家の親戚。安政五年〜万延元年に堀米家とともに
幸生銅山請負人後見を務める。後掲表27参照）であった。結局、諸藩
の紅花専売制構想等と同様、村山郡の入組錯綜支配形態などの問題か
ら実現しなかつた。しかし、この献策は堀米家が幕末〜明治期に地域
産業振興に力を注いでいく動向を見通す時、重要な位置にあるものと
して位置づけられる。同家が献策をおこなった背景について考察しよ
う。

幕末期堀米家経営と郡中

万延元年九〜一〇月はいわゆる万延郡中議定再興の議論がおこなわ
れていた時期である（一〇月制定）⁸⁵。万延議定には口留番所による国
産出荷物改め（Ⅱ役永徴収）条項・穀留め条項が盛り込まれたが、堀

米家らの国産献策（史料6）は、相場変動に機敏に対応してきた同家の経営的視野と郡中議定体制（口留所による流通統制）を活用する発想とが合体したプランといえる。堀米家経営から見た献策の必要性としては以下の点が指摘できる。

a 金融活動の課題 堀米家は安政元年（一八五四）に「貸金取調帳」を作成し貸金滞納⁵⁵不良債権の把握をおこなうが、滞納元金総計二八八〇両余十利足残総計三四八八両余（うち【最上川向村々】一二七四両余十一三八九両余、【寒河江川南村々】一三五三両余十一三八九両余）であり、金融活動の中心的地域である【最上川向村々】【寒河江川南村々】で巨額の焦げ付き債権が累積したことが判明する⁵⁶。同家は回収のために貸金滞出入を頻発するがなかなか打開できない状況があった。これは同家が金融活動の対象とする中小豪農商の経営停滞が要因であった⁵⁷。その結果、文政⁵⁸天保期に確立した堀米家経営における地域編成（図3・小括Ⅱ・論点1）の基盤が動揺してきた情勢があった。

b 流通編成の課題 安政四・五年の京都紅花相場低落により「為替取組」をして損失をかけた荷主とトラブルが発生し、市場相場変動のリスク転嫁も限界となってきたことが指摘できる。また、安政開港前後の安価な中国紅花輸入の増大による国内紅花への打撃、および紅花から養蚕製糸業への転換および生糸市場変動への対応の課題が浮上し

てきていた。中小豪農商をはじめ郡中の荷主全体の利益増殖が堀米家の自己経営基盤の立て直しのためにも重要な課題となってきたのである。「公私之利益」「国益」を標榜し献策をおこなうヘゲモニー主体の利害がここに指摘できる。また、幕末期まで荷主的機能を喪失せず相場変動に対する機敏な対応をおこなっていた堀米家経営の視野がこの献策の背景にあるといえる。**論点5** 幕末期の経済変動のなかで郡中全体の地域経済振興・国産品相場引立てを模索する大規模豪農の経営的視野の展開がみられた。郡中惣代のブレイクとして、ないしは郡中惣代と郡中議定体制を事実上活用する献策主体として、連携する中規模豪農とともに堀米家は国産取締を提案した。堀米家が幕末維新时期に急速に幕府代官との関係を強化（後掲表27参照）し郡中規模の政治的ヘゲモニー主体として自己を位置づけていく経済的な背景がここに存在したといえる。

おわりに

1 諸段階の把握と展望

本稿であきらかにした、堀米家の経営発展⁵⁹地域編成の諸段階とヘゲモニー主体としての成長・展開過程の統一的整理・把握をおこな

い、また幕末・明治期への展望を述べることでまとめたい。

なお、天保く明治中期の堀米家（四く六代四郎兵衛）の諸活動を表27に一覧とし、基礎的事実を補足した。適宜参照されたい。

《元文く寛政期》

元禄期に野州堀米村から来村し沢畑に定着、資金を持参し豆腐製造・販売や貸付活動をおこなう小商人利貸資本として経営出發をしたとの伝承をもつ堀米四郎兵衛家は、元文期から他村を中心に土地集積を進め、白岩山内地域に近い穀倉地帯の地理的条件を活かし作徳米を販売して蓄積の第一歩を築く一方、一八世紀の最上紅花の高収益性を条件に紅花手作・干花生産者として成長したと推察できる（村役人機能を媒介とする、いわゆる村方地主的发展とは異なるパターンであり、村山郡の場合多くみられる）。一八世紀末から紅花荷主として上方へ出荷を開始するが、谷地郷中心部町々の旧来からの紅花商人が「のこぎり商い」を展開し帰り荷（上方・酒田商品）の販売市場圏を既に掌握していたため（谷地五十集商人仲間などによる市場規制）、後発の堀米家は「のこぎり商い」に本格的に進出せず、地主経営・利貸活動・紅花出荷を基本とする経営を採用した。

《化政く天保初年》

紅花産地間競争の激化く社会的分業関係の変化（最上紅花の地位低下）による紅花市場変動や領主的契機を含む地域金融市場の発達など、

化政期以降の村山郡の市場的金融的条件（小括Ⅰ）に質的に適応した経営を展開した堀米家（四代四郎兵衛）は天保期にいたる過程で大規模豪農に成長し、郡中規模での経済的へげモニーを確立した。独自の小作管理・紅花集荷機構・広域的な金融ネットワークを構築し、対象地域や経営上の諸関係により経済行為を異質化する独特の地域編成（図3）により経営を展開した。とくに地主経営地域く居村・近隣村々に対して恩恵的貸付や救済・社倉設置を実施し堀米家経営に対する「同意と支持」の取り付けをはかる。年貢弁納をめぐる村方騒動にまで発展した居村の高拔地一件を契機に、四代四郎兵衛は天保元年（一八三〇）に名主に就任し政治的へげモニー主体としての第一歩を踏み出す。

《天保初年く安政初年》

一村の平名主であるにもかかわらず巨大な経済的へげモニー主体として郡中惣代・郷宿・郷中組合村く行事などの郡中・郷中の各レベルの政治的へげモニー諸主体に対して聳立、影響力を行使し地域政治過程に関与・介入していく。金融下にある郡中惣代・郷宿を動員・活用して居村の高拔地一件く年貢弁納問題を解決し居村民の支持基盤を拡大すると同時に、一挙に居村の土地集積（他村への流出地〔高拔地を含む〕の取得）をおこなう（↑↓一部の居村民から川欠地押領不正訴願が展開するが、堀米家の影響下にある郡中惣代・郷宿の取扱いによ

表27 幕末・明治期の堀米四郎兵衛（4～6代）の活動・履歴一覧

【表27-1】

年 代	活動・履歴（◆四郎兵衛「寄特筋」／◇履歴その他）
文政末 天保元年(1830)寅 天保3～7年 天保4年(1833)巳	<p>◆畝潰高抜地一件による村方弁納金350両余のうち220両を弁納する。</p> <p>◇寒河江代官池田仙九郎より松橋村上組名主を仰せ付けられる。</p> <p>◆高抜地を含む村外への質流地を買い戻し「村内難儀相救」う。</p> <p>◆大凶作のため米1俵（3斗9升入）代金1両2朱位に米価高騰した際、施米・安売米を実施し、代官池田仙九郎より金200疋を頂戴する。</p> <p>①寒河江郡中村々へ施米100俵を差し出す（無償）。</p> <p>②居村・近村へ米1俵代金2分で200俵余を安売りする（札米＝配札と引き換えの方式。間損金125両余を負担する）。</p> <p>③窮民・乞食などへ施粥米50俵を施す。</p>
天保7年(1836)申 天保9年～	<p>◆凶作のため穀物高騰した際、諸方へ施米・安売米を実施する。</p> <p>◆焼失した江戸城西ノ丸の修復に際し金200両を献納、褒美として銀1枚を頂戴する。そのうち170両が下げ戻しとなるが寒河江陣屋備初買入金として差し出す。</p>
天保10年(1840)亥	<p>◆郡中困窮の者の夫食手当として初487俵（1俵＝5斗入）を差し出し寒河江陣屋囲蔵に詰める。幕府勘定奉行より御誉めがあった旨、寒河江代官添田一郎次より仰せ渡される。</p>
天保12年(1841)丑 天保14年(1843)卯	<p>◆寒河江郡中へ備金200両を差し出す。</p> <p>◇4代四郎兵衛死去。養子喜内が家督名跡・百姓株を継ぎ、名主役を引き受ける（5代四郎兵衛）。</p>
嘉永4年(1851)亥	<p>◇5代四郎兵衛が隠居し治右衛門と名乗る。実子右内が家督名跡・百姓株を継ぎ、名主役を引き受ける（6代四郎兵衛）。</p>
嘉永5～安政5年 嘉永6年(1853)丑	<p>◆居村最寄り道橋修復入用として金87両余を差し出す。</p> <p>◆干魃に際し、施米金・安売米・献金を実施する。</p> <p>①柴橋附村々へ施米70俵、寒河江附村々へ30俵を差し出す（無償）。</p> <p>②困窮した小柳村（幕領）へ施米8俵・施金4両余を差し出す（無償）。</p> <p>③居村・最寄御料私領村々へ米238俵余を安売りする（米1俵代金2分銀5匁のところ安値段金1分2朱銀3匁で売る。間損金37両余を負担する）。</p> <p>④居村極難渋の者へ施米100俵を差し出す（無償）。</p>
安政元年(1854)寅	<p>◆居村溜井大破に際し米8俵・金4両余を普請入用として村へ差し出す（無償）。</p> <p>◆干魃に際し、居村・最寄の御料私領村々へ米283俵余を安売りする（米1俵代金2分銀5匁のところ安値段金1分2朱銀3匁で売る。間損金44両余を負担する。閏7月迄）。</p> <p>◆異国船渡来御台場取立の際、国恩金として金200両を上納する（2月）。幕府老中阿部正弘より一代苗字御免を仰せ付けられた旨、代官松永善之助より申し渡される。</p>
安政元～元治元年 安政3年(1856)辰	<p>◆この間の安売米の間損金および施米の代金合計は1000両余にのぼる。</p> <p>◆居村の貯穀のための初入板蔵建入用金10両余を1人で出す。</p> <p>◆工藤小路村の者から備初を頼まれたので金5両を差し出す。</p> <p>◆献納米200俵を上納する（10月）。</p>
安政4年(1857)巳	<p>◆居村伊勢参宮講への助力として金12両を差し出す（8月）。</p> <p>◆居村で「五人組御仕置帳」を小前へ読み聞かせる寄合いの酒飯代金を村方一人別より取らずに、金28両を差し出し、その利足金で賄うことにした。また、その際の膳枕諸道具一式の備金として21両余を差し出す（10月）。</p>

【表27-2】

安政5年(1858)午	<p>◆幸生銅山請負人後見を米沢村百姓八之助(万延元年持高475石余)とともに引き受ける(3ヶ年季)。出銅が回復すれば御国益となり、一山の者共の存亡にかかわるとして願い出(9月)、代官林伊太郎により申し付けられる。銅山稼方助成として金300両を差し出す。</p>
安政期	<p>◆居村の貯穀の詰替え、および初置蔵取建一式の入用として初40石余・金38両余を村に割り出さず、1人で差し出す。</p>
(安政5年)	<p>◆6代四郎兵衛の居村・近村に対する「寄特筋」の書き上げ(原文のまま)。a～hの「困窮者并災難に逢候救方」で合計金152両2分・米128俵を差し出す。</p> <p>a 「村内弥之吉と申者、困窮にて家も大破風雨難凌、他へ稼二而罷出候程之仕合、右に付金七両相施し、其外米味噌等相施し為取続候」</p> <p>b 「村内作兵衛と申者、眼病にて盲と相成り妻子扶助難成処、金拾貳兩外、以前病中米銭相施し子共引取扶助いたし為取続候」</p> <p>c 「村内仁助と申者、屋根修復も致兼候やう処、苧両式分相施し為取続候」</p> <p>d 「村内三右衛門と申者、子共大勢にて難凌に付、金米相施、田地相授ヶ百姓相続為致候」</p> <p>e 「村内与兵衛と申者、困窮に差詰り妻子離散にも及候処、申論し、金米相施し馬買入同人へ遣し渡世為致候由」</p> <p>f 「村内三吉傳甚五郎等、困窮差詰候処、米施遣候由」</p> <p>g 「村内之者困窮之者へは米金相施し、馬買求遣し精々相論し、家業為取続候義は前段之通、厚取斗致し遣候」</p> <p>h 「寅年中近村笹川と申処、数十軒火災ニ焼失いたし候処、夫々金米相応に相施し難儀為凌候」</p>
(安政3年)	<p>i 「藤助新田村困窮仕詰候処、備初いたし遣、小作米代等格別に安直段にて取立為相凌候」(初50俵 [1俵=5斗入]を板初蔵へ備え置く)</p>
(安政3年)	<p>j 「笹川と申処、火難之儀弥増困窮差詰候に付、初金相備為相凌候」(初70俵 [1俵=5斗入]を板初蔵へ備え置く)</p>
万延元年(1860)申	<p>◆柴橋代官林伊太郎が、幸生銅山請負後見の堀米四郎兵衛と八之助の「寄特筋」を幕府勘定奉行へ差し出し、堀米四郎兵衛の帯刀御免、八之助の苗字御免を上申する。理由は①兩名が幸生銅山の相続方が困難なことを承知で後見役を引き受け出金したため山内の者共が必死と働き、出銅量が増加したこと(1858年は97箇、1859年は350箇となり1855年の水準を回復)、②兩名が幸生銅山敷内にも立ち入り諸世話をするため一山の者の気請けや敷内の模様が宜しくなったことである。代官林より兩名は「御国益一因に差はまり罷在候もの共」「誠に郡中は勿論、他郷迄相響候志之者共」として称揚されている(6月)。3ヶ年季明けにつき、兩名は後見を退く(9月)。</p>
	<p>◇柴橋代官林伊太郎の尋ねに対して、生糸・紅花・青苧などの国産売買取締会所立法を建言する。米沢村百姓八之助・柴橋附郡中惣代市郎兵衛と連名で差し出す(9月)。</p>
	<p>◇谷地郷の地主講「福栄講」を結成・議定(11月)。</p>
文久元年(1861)酉	<p>◆国恩として江戸城本丸普請のため金100両の上納を願い出る。</p>
文久2年(1862)戌	<p>◇谷地郷の地主講「泰平講」を結成・議定(8月)。「福栄講」の発展。</p>
	<p>◆柴橋陣屋表御門大破につき建替諸入用として金100両を差し出す。米沢村八之助と申し合わせて差し出す。</p>
	<p>◆村方取締りのため居村百姓一同の寄合いの賄方諸入用・諸道具買入金として80両余を差し出す(10月)。</p>
	<p>◆近村近郷道橋取繕い、石橋掛替え諸入用として金100両余を差し出す。</p>

【表27-3】

文久3年(1863)亥	<p>◇柴橋代官役所より「当郡御取締并非常之節御守衛向」をおこなう郡中取締惣代に命ぜられる（6月）。米沢村工藤八之助とともに、柴橋代官が出張で使用する御馬2疋の飼立費用の賄いを願ひ出る（7月）。</p> <p>◇柴橋代官新見螻蔵より農兵取立を命じられる（9月）。堀米四郎兵衛は第一組備農兵頭に任命される。</p>
文久3～慶応2年	<p>◆この間の谷地・寒河江出火手当安売米の間損金および施米の合計は米98俵余・金939兩余・銭3貫316文にのぼる。</p>
慶応元年(1865)丑	<p>◆長州御進發御用途のうちに、金300兩を上納する。</p>
慶応2年(1866)寅	<p>◆御陣屋合併新規取建御入用のうちに、金200兩を差し出す。</p> <p>◆幕府（江戸表）へ硝石100貫目を献納する。</p> <p>◇最上川東側村々で起きた世直し騒動の鎮圧のために堀米家より手人・人足を派遣する。逮捕された騒動頭取らを一時堀米家で監囚する。</p> <p>◇代官山田佐金次より強壯人取立を命じられる（8月）。堀米四郎兵衛は第一組強壯頭に任命される。</p>
慶応3年(1867)卯	<p>◆御用途多き時節につき、金500兩を上納する。</p>
明治元年(1868)辰	<p>◇代官山田佐金次（長岡仮役所）より郡中村々取締役に任命される（2月）。</p> <p>◇戊辰戦争の際に、庄内軍勢が堀米家に来襲し武器類を押収する（4月）。庄内軍から先陣を命ぜられる。四郎兵衛の養子要之助が庄内軍に随行する。</p> <p>◇総督軍（薩摩藩）勢が堀米家に来襲、土蔵を封印し四郎兵衛は捕縛される（閏4月）。庄内軍へ荷担した嫌疑で取調べを受ける。</p> <p>◇庄内軍勢がふたたび進軍し、寒河江で入牢させられていた堀米四郎兵衛を釈放する（閏4月）。四郎兵衛は仙台へ行き、戊辰戦争終結まで帰宅せず。</p> <p>◇柴橋附郡中惣代・松橋村村役が堀米四郎兵衛父子の帰村・家督相続歎願を柴橋民政方役所へ実施する（10月）。</p> <p>◇柴橋民政局より松橋村名主役に命じられる（11月）。</p>
明治元～2年	<p>◆凶作による米価高騰に際し、施米金・安売米を実施する。</p> <p>①居村・近村の窮民へ米穀代金300兩を施す。</p> <p>②郡中村々遠近にかかわらず安売米（間損金400兩分）をおこなう。</p> <p>③居村・近村・吉田村の貧窮の者へ軒別金1分宛、居村・近村へ大麦代金40兩余・大根干葉500連を施す（～3年春）。</p>
明治4年(1871)未	<p>◇田所権大属へ郡中生糸養蚕製茶奨励方につき建言をおこなう（5月）。大町柴田彌も同様の建言をおこなう。</p> <p>◆数100町の用水堰である小林堰の大破につき、田所権大属へ見分を願ひ出、地主自費による普請の諸事取り計らいをおこなう。</p> <p>◇第20区戸長心得を申し付けられる（8月）。</p>
明治5年(1872)申	<p>◆松橋一沢畑間の通路を拡幅し小石砂で固めるなどの修理代金として300兩余を差し出す。</p> <p>◆谷地郷の救窮会舎の設立を身元宜敷者へ説諭し、金150兩・米150俵を差し出し会舎へ備蓄する。</p> <p>◆竹屋根・木羽屋根が火災に弱いため製瓦を開始する（沢畑焼）。</p> <p>◇仮区长兼戸長心得を申し付けられる（正月）。</p> <p>◇5月までに桑苗3150本を植え付ける（松橋村上組全体では合計9名で3489本。1人で村全体の90.3%）。区内では最高であり、柴田彌・宇井半左衛門とともに桑導入を率先する。</p> <p>◇博覧会物品取調世話役を申し付けられる（7月）。</p> <p>◇区内村々桑茶楮等数万本の植立方に尽力した寄特により山形縣より金100疋を下される（7月）。</p> <p>◇第20区1等戸長を申し付けられる（9～11月）。給米13石を下される。</p>

【表27-4】

明治6年(1873)酉	<p>◇地券掛屋・学区取締を申し付けられる(1月)。 ◇養蚕貸付会社を計画する(2月)。大町柴田彌ら5名とともに構想する(→のちに養蚕引立会所として実現)。 ①生糸引当の前貸金融(利足月1割2分) ②荷主の同意のもと引当生糸荷の東京・横浜への売り込み(手数料取得) ③養蚕生糸技術の普及 ◇第4大区小7区1等区長を申し付けられる(3月)。 ◇救窮会舎の設立と区長職務の精勤により山形縣より賞詞および金7円を下さる(4月)。 ◇山形縣15等出仕を拜命する(4月)。地券掛を勤める。 ◇地券取調巡回を命じられる(4月)。 ◇現反別取調見分巡回を命じられる(7月)。 ◇山形縣15等上等を命じられる(8月)。 ◇山形柏山寺裏論所見分を命じられる(9月)。 ◇養蚕引立会所を設立する(11月)。会所頭取に就任し金1200円を出資する(副頭取に大町柴田彌・松橋村秋葉文蔵・北口村平泉長三郎、資本金3000円)。養蚕貸付会社の計画①~③に蚕種引当の前貸金融・蚕種選方教諭を加えて設立。同時に、谷地生糸改会社も設立する(月未詳)。 ◇現反別取調検査を命じられる(11月)。</p>
明治7年(1874)戌	<p>◇山形縣14等下等を命じられる(4月)。 ◇地券取調につき東京出張を命じられる(5月)。 ◇第4・5大区現反別実施検査巡回を命じられる(8月)。</p>
明治8年(1875)亥	<p>◇第1・2・3大区現反別検査巡回を命じられる(4月)。 ◇第7大区現反別検査巡回を命じられる(5月)。 ◇第6大区現反別検査巡回を命じられる(6月)。 ◇山形縣地租改正掛を命じられる(6月)。</p>
明治9年(1876)子	<p>◇第4大区勸業世話係を命じられる(3月)。</p>
明治11年(1878)寅	<p>◇第2大区勸業世話掛総長兼第2大区6・7小区戸長を勤める。</p>
明治12年(1879)卯	<p>◇第1回山形縣會議員に當選する。 ◇西村山郡勸業世話係議員として山形縣令三嶋通庸に器械製糸を献上する(11月)。 ◇山形縣會議員・人民惣代の名で内務卿伊藤博文に関山新道開鑿を願ひ出る(11月)。東京・横浜への通路を得て物産人智の開発を願う。 ◇山形縣會議員・人民惣代の名で村山4郡長に宮城縣野蒜港近傍官有地払下げないし拜借を願ひ出る(11月)。生糸等物産輸出入港としての利用願ひ。4郡長の添書きを得て内務卿伊藤博文に申願する(12月)。</p>
明治13年(1880)辰	<p>◇山形縣會副議長に就任する(4月~明治15年6月)。 ◇村山4郡特振社を創立し県下物産の振興と国会開設請願をはかるため有志を山形新聞誌上で募る(9月)。</p>
明治14年(1881)巳	<p>◇特振社の設立を宣言する。7名の発起人の1人となる。</p>

典拠) ◆印は、安政元年「松橋村四郎兵衛寄特筋書上之扣」(柴橋附郡中惣代市郎兵衛・太右衛門差出) / 安政5年「(寄特筋御尋に付書上)」(柴橋附郡中惣代市郎兵衛・太右衛門差出) / 安政5年「御尋に付書付を以奉申上候」(柴橋附郡中惣代市郎兵衛・太右衛門差出) / 萬延元年「出羽国堀米四郎兵衛外壺人寄特筋取斗仕候趣申上候書付」(代官林伊太郎差出) / 慶応2年「堀米四郎兵衛寄特筋取斗向其書上帳」(堀米四郎兵衛) / 明治6年「堀米実寄特筋書上」(松橋村)。
 ◇印は、明治6年「履歴書記シ差出候扣」(堀米実)、その他の堀米四郎兵衛家文書、堀米則吉家文書、『河北町の歴史』上巻・中巻などを参照。

表28 羽州村山郡郡中村々取締役と持場一慶応4年（1868）2月一

村名 / 郡中村々取締役	立附米	持場
松橋村名主 大町村名主	俵 2245 604	松橋村 日和田村 箕輪村 西里村四組 上下小泉村 溝延村六組 大町村面組 新町村面組 工藤小路村面組 嶋大堀村 野田村 藤内新田 東大町村 湯野沢村 櫛山村 林崎村 下長崎村 大石田村 大石田四日町 大石田本町 ✕32ヶ村
柴橋村金谷原組名主 長崎村百姓	安孫子仁四郎 柏倉文蔵 1474 1225	長崎村 小塩村 向新田 中野村 中野門傳村 高橋村 大寺村 深堀村 北山村 築沢村 若木村 風間村 関根村 ✕13ヶ村
谷沢村名主	嘉兵衛 415	谷沢村 米沢村 八敏村 清助新田 吉川村 白岩村 留場村 田代村 幸生村 滝味村 間沢村 白寒本道寺村 砂子関村 月山沢村 志津村 大井沢村 根子村 ✕18ヶ村
楯西村六供町組名主 柴橋村上組名主	市右衛門 藤右衛門 不明 117	柴橋村 小見村 貫見村 小柳村 黒森村 沢口村 青柳村 小清村 勝生村 楯西村 楯北村 楯南村 君田町村 石川村 仁田村 新田村 嶋村 高屋村 ✕18ヶ村
山口村名主	伊藤俊左衛門 1108	山口村 山家村 原町村 田妻野村 道溝村 神町村 小林新田 久野本村 六田村 矢野目村 関山村 ✕11ヶ村
延沢村名主	新三 不明	延沢村 畑沢村 細野村 鶴子村 上下柳渡戸村 銀山新畑村 ✕7ヶ村

典拠) 慶応4年2月「農兵御取立并御取締被仰付候御請証文書」(明治大学刑事博物館蔵柏倉文蔵家文書)。

補注) 1 立附米は明治6年調査。伊藤家のみ明治4年の同家立附米高。

2 「私領寺社領之義は右持場割付に随ひ最寄々々にて可取締」と代官山田佐金二より命じられている。

り排斥する)。天保凶作期に、小作人運動の影響を受けた谷地郷中組合村―行事(中小豪農・郡中惣代経験名主ら)により、小作人の居村―組合村が立附米処分権を掌握する郷中議定案が提案されるが、堀米家はこれに反対・修正を加え(↓結局破棄となる)、地主の立附米処分権の維持をはかる(a)。さらに滞納率の高い小作人から小作地を引き上げる小作人再編を実施、地主小作関係の安定化をはかる(↑↓一方での半プロ層の形成・滞留化)。その上で、天保郡中議定の飯米維持・安売り規定を積極的に遵守し、居村・近隣村々・郡中の各レベルで施米や米安売り(議定の規定価格より安値)を実施(b)、飢饉下にある地域民衆から「同意と支持」の取り付けをはかる。abの両動向は堀米家にとって矛盾するものではなく、豪農のイニシアチヴによる飯米供給Ⅱ地域救済をはかり自己の経営基盤とヘゲモニーを拡充する動向として統一的に理解できる。また、堀米家は白岩騒動地域へ安米を郡中会所を通じて供給するなど、郡中の危機管理に役割を果たす一方、家と家との関係(地縁・血縁・経営)・村請制村の両方を活用し防方人足の動員組織化をはかる。居村における圧倒的な土地所持、階層構造におけるカマエ・番頭・支配人の構成的位置の優位(その帰結は表5)、防方人足の動員体制の構築により、天保く安政初年に堀米家による「居村の豪農的編成」が進展した。

《安政く慶応期》

堀米家の利貸活動の中核的地域【最上川向村々】(寒河江川南村々)における焦げ付き債権(中小豪農商を対象)の累積や開港前後における紅花市場変動のさらなる激化により、文政く天保期に確立した堀米家の地域編成の構造(図3・小括Ⅱ・論点1)が動揺、自己の経営基盤の拡充のためにも郡中全体の地域利益の増殖を模索していく。六代四郎兵衛が幸生銅山の請負後見に就任(安政五年・一八五八)したことを契機に代官役所の豪農を基盤とした地域編成政策と結びつき、また献金と引き換えに苗字・帯刀御免の身分格式を獲得、次第に郡中規模の政治的ヘゲモニー主体として自己を成長させていく(表27)。万延元年(一八六〇)郡中議定再興にあたっては堀米四郎兵衛は米・雑穀の他郡出し差留め(Ⅱ穀留め)条項の履行徹底を大石田船方役所へ申し入れる役目を山口村伊藤義左衛門とともに務め、郡中の食糧確保Ⅱ「貧民救助」を積極的に推進、居村・近隣村々への施米や米安売りも継続する。また、郡中議定における国産荷物出荷の口留番所改め強化の条項に関連して、開港により利益の見込まれる生糸および従来からの紅花・青(白)苧など国産品の売買取締Ⅱ相場引立てを会所Ⅱ口留番所で実施する国産売買取締献策を郡中惣代らとともに代官役所へおこない、市場関係をふまえながら「国益」「公私之利益」Ⅱ郡中全体の地域利益の追求を標榜していく(Ⅰ)。これらの活動により、郡中における広域的な「同意と支持」の取り付けをはかる。さらに文久

期以降、代官役所より郡中取締・農兵頭・強壯頭に任命され（表27・表28）、安政初年までに構築した動員体制を基盤に「私兵的性格」の濃厚な農兵・強壯人を組織し、郡中の農兵・強壯人取立の推進派として運動する⁽⁹¹⁾とともに、地主経営地域（谷地郷村々など）では中規模豪農とともに地主講⁽⁹²⁾「泰平講」を結成し、天保期以来課題となっていた村共同体を基盤とする小作人運動に対し、統一的な対応をはかることで立附米取立における地主のイニシアチヴの拡充をはかった（Ⅱ）。郡中全体の地域利益の献策と地主講・農兵組織化は堀米家経営にとつては矛盾せず、ⅠⅡは幕末期堀米家経営における経営基盤の強化⁽⁹³⁾地域編成の再編をはかるものとして統一的に把握できる。以上の諸段階をへて、堀米家は幕末期に郡中規模での政治的ヘゲモニー主体⁽⁹⁴⁾経済的ヘゲモニー主体として自己を確立する。

《明治期の展望》

堀米家（六代四郎兵衛）は戊辰戦争時に中立の立場をとったが、農兵の武器類が注目され庄内藩により接収、養子要之助が庄内藩に随行したことから官軍より嫌疑を受け入牢させられる経緯⁽⁹⁵⁾があり、明治四年（一八七二）までは一名主として活動した。化政期以来経営関係にあり、また地主講⁽⁹⁶⁾「泰平講」に結集した近隣中小豪農と連携し、桑（ほかに茶・楮）の大規模な植え付けを率先して実施、明治四年には県に郡中生糸養蚕製茶奨励方につき建言⁽⁹⁷⁾をおこない紅花から養蚕製

糸への地域産業転換・技術導入の推進者としてヘゲモニーを発揮、郡中全体の地域利益の増殖をはかる（表27参照、以下同じ）。さらに郷中の用水堰普請・道路改修・救窮会舎設立・施米施金を実施するとともに、大区小区制下において戸長・区長に任命され政治的ヘゲモニー主体として再び地歩を固める。明治六年（一八七三）には谷地地域を対象とした養蚕引立会所を連携する中小豪農と設立し、資本金の中心を出資し、蚕種・生糸引当の前貸金融、東京・横浜への売り込み代行、技術導入を実施、明治十一年（一八七八）には第二大区勸業世話掛総長を務める。併行して山形県地券掛・地租改正掛を務め、県下の地租改正事業の実務を中心的に担うなど、殖産興業・地租改正の両局面を推進する存在となる。堀米実（六代四郎兵衛）は三嶋県政に対する民費軽減運動を組織、明治十二年（一八七九）第一回県会議員に当選し、西村山郡勸業世話議員として交通整備による養蚕製糸業の一層の振興に尽力した⁽⁹⁸⁾。明治十三年（一八八〇）には県会副議長に就任、郡中豪農商に呼びかけ自由民権結社「特振社」⁽⁹⁹⁾を結成し県下物産振興と国会開設請願をはかるなど、山形全県域の政治的ヘゲモニー主体⁽¹⁰⁰⁾経済的ヘゲモニー主体の一主軸としての地位を築く。

堀米家は経営関係のある中小豪農（組合村惣代〔行司〕）として活躍した家をも含めて）を傘下に取り込み連携して政治経済活動を推進した。総じて明治山形県政は惣代―組合村の結合関係よりも、幕末まで

に形成された大規模豪農を核とする豪農商間の社会経済関係を主軸とし受け皿として地方行政・勸業を推進したといえる。

2 「地域社会論」に対する論点

最後に、本稿の考察を通じて得た、従来の「地域社会論」に対する批判と問題提起をおこないたい。

論点Ⅶ 豪農層内部の分化や経済的な階層差をふまえて、地域社会における政治的・経済的ヘゲモニー諸主体の配置や関係構造を考察するという視点を本稿では提起した。世直し状況論の時期におこなわれた地域史研究では豪農は一括されており、そのために地域社会における経済的編成の構造やそれをふまえた「地域政治」の主導権に関する内在的な分析が進展しなかった⁽⁹⁶⁾（但し、豪農商間の社会経済的な関係性に着目し維新时期以降の経済発展基盤の幕末期段階における形成を考察していこうとする「社会的編成」論⁽⁹⁷⁾は世直し状況論において提起されていたが、実態分析は進展しなかった）。

論点Ⅷ 地域社会の生産・市場的条件（↓これに規定された地域経済構造・広域的な農民層分解の展開のあり方）の相違により各地域の政治的・経済的ヘゲモニー諸主体の関係構造がそれぞれ如何に特徴を帯びるのかを比較地域史的に考察する課題が存在している⁽⁹⁸⁾。

論点Ⅴ いわゆる「地域運営体制」⁽⁹⁹⁾の地域社会における位置・意義を再検討する課題が存在している。組合村―惣代庄屋制や郡中議定・郷中議定など、いわゆる「地域運営体制」が律することができた地域課題のレベルや範囲の厳密な検討が必要ではないか、という問題提起を本報告の分析を通じておこなった。「地域運営体制」が地域的公共性を担ったとする評価があるが、それが律することができた領域は地域の政治的空間の一部にすぎず、大規模豪農などの隠然たるヘゲモニーが律した政治的領域を視野に入れてその範囲を再検討すべきではないか。もちろん大規模豪農が郡中議定の飯米確保・安売り規定などを遵守し積極的に実践した背景には、郡中議定形成の背景にある民衆の諸要求・運動があり、「地域運営体制」が形成されたことの意義やその規定性は認められる。しかし、郡中議定にまとめられてくる項目は郡中諸階層の共通利害の一部に限定されており、それ以上のものではなく、しかも制度的大枠を決定したものにすぎない。具体的な郡中の各地域における履行は、その地域の組合村議定―運営などで実行されたのであり、その実行過程の実態を含めて郡中議定の地域史的意義は検討されるべきである。本報告の分析結果からすれば、郷中議定などに締結できた地域課題は一部であり、その制定をめぐるは地域におけるヘゲモニー対立が存在していた。地域社会における「地域運営体制」の意義の過度の強調をあらため、（大規模豪農の隠然たるヘゲモニー

や小作人運動などの対抗的ヘゲモニーを含めて）地域社会の全体的な政治的経済的な構造をふまえてその位置づけを再検討し正当に位置づけるべきである。「地域運営体制」における惣代性・下からの委任原理の運営への反映度についても運営をめぐる「せめぎあい」の実態をふまえて再把握すべきである。これまでの「地域運営体制」に関する研究が他の諸主体との関係性についてあまり分析せず、専らその運営システムの内部的な研究に傾斜していったことの問題性が背景にある。⁽¹⁰⁾

論点W 近代社会形成期への「地域運営体制」の継承・連続性について。近代社会形成において近世後期の「地域運営体制」（地域的な公共性）形成の到達が高く評価され、その連続的側面が強調されてきているが、上記と同様に制度的側面（町村の実質的機能の連続など）に分析が集中している。近代成立期の地方行政の担い手層をめぐる関係構造が α 「地域運営体制」を継承しているのか、 β むしろ（大規模豪農を核とするような）豪農層を中心とする関係構造を前提としているのか、そのヘゲモニー実態について α β の両側面を視野に入れて検討を更に深める必要がありはしないか。

論点X 豪農類型論（「草莽の志士」型／在村型豪農Ⅰ／同Ⅱ）をめぐって。豪農と村落共同体との関係性に関する分析を主軸に、①村や村民の成立ちを考慮した豪農経営（Ⅱ在村型豪農Ⅰ）と②自己の利害

のみを追究する豪農経営（Ⅱ在村型豪農Ⅱ）などを各類型として析出する豪農類型論⁽¹¹⁾が主張されているが、堀米家でみたように、とくに大規模豪農の場合、対象地域・家により異質化した内容の経営Ⅱ地域編成がなされ、①②の両側面が構造化されているのが実態ではないか。個々の豪農経営の性格を考察する際には①②のどちらかとして二者択一的に類型化する、あるいはどちらかに比重をみて類型化するのではなく、同一経営における両側面の編成のあり方を統一的に考察し、その豪農経営における地域編成のあり方を構造的に検討した方が、地域社会における豪農経営の意義・位置について内在的に考察できるのではないか。地域社会の変動に対応して豪農経営がいかに自己の地域編成を変化させるのかという経営展開の動的な把握も、この視点により可能となるのではないか。また、渡辺氏が提起した豪農類型論は個々の豪農と村共同体との関係分析を主軸としていることから豪農間の関係性という視点が欠落している⁽¹²⁾。郡中の各部分社会（居村を中心に）を統合する村方地主・中小豪農とそれらを包摂したより広域の部分社会を統合する大規模豪農の関係について、地域経済におけるそれぞれ的位置をふまえて構造的にとらえていくべきである。また、村方地主・中小豪農や大規模豪農のそれぞれの地域編成のあり方も、本稿でふれたように各豪農の地域社会構造における位置により異なってくるという視点を導入すべきである。

（完）

注

* 本稿の図表番号・注番号は前号からの通し番号で付している。

- (80) 表22を参照。天保八年三月の白岩騒動は、一日一夜に海味村辺から騒ぎ立て、騒動勢は年貢廻米量の減少・安米売りを要求・訴願し、白岩村で勢力を拡大した後、代官役所の捕縛により逮捕者(白岩村・柳沢村・海味村・箕輪村の者であることが確認される)を出しながらも、さらに一五〇一六日には日和田村・箕輪村辺が騒ぎ立て騒動が東進する過程をとった。騒動が谷地郷村々に極めて近接する地点にまで波及したことが判明する(『編年西村山郡史』巻七(山形縣西村山郡役所、一九一五年)、二四〇二五頁)。堀米家は日和田村で土地集積を進め地主小作関係を形成しており(表4、前掲注(65)参照)、また天保期の谷地郷における屯集・不穏状況の展開をふまえるならば、白岩騒動の拡大・波及は同家にとつて現実的な脅威となり危機意識を持つに至ったととらえられる。堀米家がこの動員体制の組織化のみならず、同年二月より半年間にわたって居村・近隣村の困窮者に飯米安売りを継続したことも、同家の危機意識を反映したものであった(前掲注(67)参照)。
- (81) 例えば、松橋村林助ら四名は村々金銭貸附諸証文入・田地土方不残諸証文入・御検地帳・御割附書・御朱印入など公私の重要文書の「持退守護人」「持退守護方」を堀米家より命ぜられた。御用書物(宗門帳・御

年貢皆済帳・同金納皆済帳・其外御用書物一切之分)・私用諸帳面は根岸村久五郎宅へ分家四郎次らが運び預けた。御用物・御用私用入込帳は分家十五郎が自宅に運び預かり、白岩騒動が沈静化した後の三月二二日に返却のため堀米家定詰番頭の斉藤吉兵衛が受け取りに行った事実も確認できる。その他、衣類入櫃から木綿諸品入、雛御殿入・雛入櫃・雛入長持、果ては硯箱に至るまで各品目毎に詳細に緊急時の持退人を決める徹底ぶりであったことが判明する(天保八年三月「家財訛覚帳」、堀米則吉家文書)。

(82) 吉田村笹川の久之助は堀米家の小作支配人・口入人Ⅱ紅花集荷人、同村奥山才三郎はさらに上京支配人も兼ねており(本稿(二)編、五七〇五八頁)、天保期の堀米家経営をまさに支えていた存在であった。

(83) 史料6の沢畑住居の者のうち、堀米家との社会関係が判明する者を指摘すれば、カマエ(利助・四郎次・直藏・卯右衛門・重五郎・才次郎)、地借(作兵衛・兵次郎)、日用(弥兵衛・長太郎)、小作人(作兵衛・萬次郎・伊助・長太郎)、である。

(84) 伊豆田忠悦『羽前地方史の研究』(郁文堂書店、一九七九年)。

(85) 『山形市史編集資料』第4号(山形市史編集委員会、一九六七年、一三三〇一二七頁)。梅津保一「幕末期の羽州村山郡『郡中議定』と郡中惣代名主」(『山形近代史研究』第三号、一九六九年)。

付表 F 安政元年（1854）堀米家の村山郡貸付における
累積滞納元利金の地域別内訳

貸付地域	内 容		安政元年迄の累 積貸付元金残		同右 利足残	
	両	%	両	%	両	%
【最上川向村々】 町場・羽州街道沿い 村々	1274.1	44.2	1389.1	39.8		
	809	28.1	792	22.7		
	465.1	16.1	597.1	17.1		
【寒河江川南村々】 町場 村々	1353.2	47.0	1389.1	39.8		
	260.1	9.0	453.3	13.0		
	1093.1	38.0	935.2	26.8		
【川西村々】	100	3.5	310.3	8.9		
【湯野沢村】	41.2	1.4	195.1	5.6		
【大久保・大原・新吉田】	7	0.2	22.2	0.6		
【吉田村】	29.3	1.0	43	1.2		
【谷地郷村々】	21.3	0.8	52	1.5		
【沢畑・根岸・彌勒寺】	33	1.1	39.1	1.1		
【西里村】	10	0.3	19.3	0.6		
【手形なし・無証文貸】	9	0.3	27.3	0.8		
総 合 計	2880.3	100.0	3488.3	100.0		

典拠) 嘉永7年「貸金取調帳」(堀米四郎兵衛家文書)。

補注) *1 金額は金換算に統一。小数点以下は分。朱以下は切上げ。

*2 本表は累積滞納元利金のみを示すもので、安政元年の新規貸付元金は含まれていない。

(86) 付表 F に安政元年の村山郡貸付における累積滞納元利金を地域区分別に集計した。

(87) 付表 F の典拠とした嘉永七年「貸金取調帳」から、貸付元利金の高額滞納者(約八〇両以上)を以下に列挙する(括弧内の金額は累積貸付元金残・利足残の合計を示す。その他、営業種目・立附米高が判明する者は記載した)。

【最上川向村々】尾花沢Ⅱ鈴木権左衛門(鈴木五郎兵衛家の本家。一二

九両) / 大石田Ⅱ庄司清吉(一三二四俵) / 河岸荷問屋、四八三両余)・庄司常吉(河岸荷問屋、二九八両余) / 東根Ⅱ三沢嘉吉(質屋、一三二両) / 天童Ⅱ仲町渡辺久吉(一〇二俵) / 一四七両)・小路町善五郎(二二五両) / 山形城下Ⅱ宮町清八(紅花商、一五四両余) / 羽入村Ⅱ植松伝兵衛(醤油・油商、一五八両)・卯蔵(紅花荷主、二五三両余) / 高橋村Ⅱ岡崎弥平次(一三九九俵) / 六四五両) / 寒河江川南村々【寒河江Ⅱ楯南村高橋伝四郎(太物商、一〇九両余)・新町利兵衛(紅花商、八一両余)・利助(一八五両余)・次右衛門(一〇〇両余)・寒河江郡中最寄衆(一〇三両) / 石川村Ⅱ平内(一四四両) / 吉川村Ⅱ笹嶋長左衛門(一六〇四俵) / 材木など萬商い・堀米家口入人・天保期柴橋郡中会所詰、一七二八両余) / 松程村Ⅱ鈴木庄右衛門(松山領大庄屋、一四三両余)

【川西村々】小泉村Ⅱ渡辺忠左衛門(酒造・雑穀商・天保期郡中惣代、一八九両余)

(88) 【湯野沢村】治助(堀米家口入人、一八四両余) 【山形市史編集資料】第4号、一三三〜一三四頁。「大石田表之義は此度一郡議約之廉を以穀物等御差留之義、四郎兵衛義左衛門等と同所御役所へ申立、米大小麦大豆荏菜種は十月廿九日夕川下御差留相成候」とある。当時(万延元年)、堀米四郎兵衛・伊藤義左衛門はともに郡中惣代ではなかったが、万延郡中議定の履行を大石田役所に申し入れ当初実

行させたことが確認できる（伊藤は万延元年は「寒河江最寄惣代」および「寒河江御郡中代」（郡中会所詰）として史料に出てくる（同右、一三頁、一一五頁）。堀米は文久二年（一八六二）に「最寄年番惣代」を務めたことが確認できる（尾花沢市 浅香長兵衛家文書）。両者の万延元年の活動についてさらに指摘するならば、伊藤は郡中議定案を山形町取締や柏倉・漆山・山辺・天童の各私領大庄屋へ届け、集会への参加を要請するなど議定締結のための活動を積極的におこない（『山形市史 編集資料』第4号、一一四～一一五頁、一三四頁など）、堀米は先述したように、郡中議定体制を活用する内容の国産取締猷策（史料6）をおこない地域産業振興に発言力を行使していた。堀米は伊藤と連携しながら万延郡中議定の実質的な推進主体として位置づき、当時の地域政治過程においてイニシアチヴを發揮していたととらえられる。

(89) 郡中議定に関連するこれらの活動の結果、万延元年の郡中惣代・大庄屋の会合で堀米四郎兵衛・伊藤義左衛門らを議定書の連名に加えることが評議された。しかし、両人が固辞したため、翌文久元年（一八六一）に再度郡中惣代より郡中議定書の「連名ニ差加、会席世話」を務めることを要請された。「御役所々御論し」もあり、結局郡中惣代は兩人と小泉村名主武助の計三名について同年末に「今般議定書へ名前差加ひ印形」させるに至っている（『山形市史編集資料』第4号、一三七頁）。その結果、慶応二年（一八六六）一〇月および十一月の郡中議定の文面では堀

米四郎兵衛は「柴橋附郡中惣代」として、義左衛門と武助は「寒河江附郡中惣代」として連署名・捺印していることが確認できる（同右、一四三頁、一四五頁）。ただし、郡中議定とともに代官役所に提出された添書では柴橋附郡中惣代は陣屋附の仁左衛門一人であり、堀米四郎兵衛は「郡中最寄惣代」と記されていることも確認される（慶応二年「御用留」前掲注（88）浅香家文書）。慶応二年に堀米四郎兵衛は最寄惣代であったが、郡中議定における郡中惣代連署名に加わる身分とされていた可能性がある。この点さらに後考を待ちたい。

(90) 文久～慶応期に設置された村山郡の郡中取締役については、農兵取立・強壯人取立と比較して実態の解明が進んでいない。以下、関係する基本史料を掲示し、二、三の考察をおこないたい。

〔参考史料六〕

御取締方手先差配勤役請証文之事

此度村山郡御料私領寺社領共一般御取締被 仰出候二付、柴橋 御役所ニおゐて右之趣御申渡貴殿へ勤役被 仰付、御支配所之内南西里村東六田村下郷大石田迄見廻方下役治兵衛并手先之者夫々御申付相成候得共、遠方手広之場数拾ヶ村行届候義無覚速、尤厳重御取締一際目立候様被成御勤度思召を以私共兩人手先差配いたし見廻方出精被成度段承知仕候、尤 御上様へ御奉公筋故給金等不申請正路ニ相勤可申候、勿論万事御差図通取斗可申、且昼夜之差別なく何時御用御座候共差支

不仕、若々病氣留主之節は代人差出可申候、猶又見廻召捕先何様之義
二而疵受其外難儀有之候共御奉公筋之儀二付、貴様へ毛頭御恨無御座
候、依之手先差配役請証文如件

文久三亥年九月

松橋村上組

直藏印

同村同組

利助印

同村

御取締惣代

名主

堀米四郎兵衛 殿

覚

一、弓張桃灯

壹張

一、十手

壹挺

一、捕縄

壹筋

一、檜六尺棒

壹本

一、同半棒

壹本

× 五品宛

右之通銘々へ御預ヶ被成、慥ニ請取預り置申候、然ル上は御取締御用

之節ニ相限り、常躰決而相用ひ申間敷候、依之請印仕候、以上

文久三亥年九月

松橋村上組

直藏印

同村同組

利助印

同村

御取締惣代

名主

堀米四郎兵衛 殿

〔参考史料七〕

差上申一札之事

私共儀四郎兵衛伝四郎嘉兵衛市右衛門藤右衛門弥之助は、下小泉村名
主武助并矢野目村名主仁右衛門一同、新見螻藏様御支配之節郡中御取
締惣代被 仰付、右御取締之儀二付夫々御仕法被仰渡候趣も有之候得
共、羽州一國御取締御伺濟相成候二付而は御私領等へも相拘是迄之御
仕法二而は御差支之品も有之御改正相成候二付、右惣代も御廢し今般
私共へ郡中村々取締役被 仰付候間、得其意、持場之儀は別紙之通相
心得取扱向等は追々可被 仰渡候得共差向右御取締二付先達而村々へ
被 仰渡候趣相心得、此上とも差はたり出精可相勤旨被仰渡、是又此

節柄探索方等之儀は専務ニ付銘々持場之外たり共聊無油断心付、浮浪之輩又は無宿之類連立廻り候歟、其外些細之義ニ而も如何之節等承り込候節は早速御注進可申上、且右ニ付而は銘々手廻り之もの召遣し候儀ニ可有之、右之ものは人選相極追而名前可申上旨是又被 仰渡一同承知奉畏候、依而御請証文差上申処如件

長崎村

百姓

柏倉文蔵

右持場

長崎村 小塩村

向新田

中野村

中野門伝村

松橋村

高楯村

大寺村

深堀村

北山村

築沢村

名主

若木村

風間村

関根村

拾三ヶ村

堀米四郎兵衛

大町村

(中略)

名主

右之通二候、以上

弥之助

右持場

松橋村 日和田村

箕輪村

西里村四組

上下小泉村

溝延村六組 大町村兩組

新町村兩組

工藤小路村兩組

嶋大堀村

野田村

藤内新田

大町村

湯野沢村

櫛山村

林崎村

下長崎村

大石田村

大石田四日町

同本町

辰二月三日

柴橋村金谷原組

名主

安孫子伝四郎

様被 仰付候

外探索方被仰付候性名左二

関根村名主 小見村名主 深堀村名主

行左衛門 重三郎 孫左衛門

中野村名主 海味村名主見習 海味村組頭

市右衛門 泰助 長八

新町村組頭 楯西村上組名主 細野村名主

源治郎 孝左衛門 善兵衛

東大町村名主

勇右衛門

（慶応四辰年二月）「農兵御取立并御取締被仰付候御請証文写」

明治大学刑事事博物館蔵柏倉文蔵家文書

〔参考史料八〕

差出申一札之事

私共義、新見蠖蔵様御支配中文久三亥年六月郡中御取締被 仰付候間、
右手先役被申付精々相勤罷在候中、今般羽州一國御取締被 仰出御座
候ニ付品々御改正御仕法厳重ニ被 仰渡、其余是迄相勤候通相心得無
油断見廻り聞糺御取締一際相立候様御奉公可相勤旨被申聞承知仕候、
然ル上は方今之時節柄深く相弁尽力報恩之誠心を以時々見廻り聞糺探

索仕候は勿論、都而我意重頭之儀無之、些細之事ニ候とも其時々之差
図を請可申、自然如何之儀有之召捕候共御預り之御召捕状借受所持不
致候而は猥ニ差向不申、別而御用先薄紙壹枚ニ而も決而受用不仕実躰
正路ニ相勤、仮令其場へ差向強く相勤疵受候歟、又は何様之儀有之候
共御奉公筋之儀ニ付聊悔恨不仕、兼而先前請書差出候通相心得、御渡
被置候道具類私用ニ相不用何時御用被 仰付候とも差支怠慢之儀無御
座候、依之請印一札差出申処如件

慶応四辰年二月

手先

松橋村上組

百姓

重五郎

辰四十式才

右同断

同村同組

長松

辰四十四才

右同断

同村同組

四郎治倅

角治

辰三十式才

右同断

同村同組

重助伴

文之助

辰三十壹才

右同断

同村同組

松藏伴

留吉

辰三十才

右同断

同村下組

仁左衛門弟

文治郎

辰四十式才

右同断

同村同組

百姓代

与吉伴

卯兵衛

辰廿九才

右同断

同村同組

次兵衛

辰三十式才

手先差配

松橋村上組

百姓

利助

辰四十三才

右同断

同村同組

百姓

堀米直藏

辰四十六才

村々御取締

松橋村上組

堀米四郎兵衛 殿

堀米 要之助 殿

前書之通請印取置候間、此段奉申上候、以上

村々取締

堀米四郎兵衛

山田佐金二様

長岡

仮御役所

〔堀米氏手人召抱請書写〕明治大学刑事事博物館蔵柏倉文蔵家文書

参考史料六く八および他の史料から総合すると、以下の諸点があきらかとなる。

農兵取立に数ヶ月ほど先立つ文久三年（一八六三）六月に、幕府代官新見夔蔵により「郡中取締惣代」の任命がおこなわれた。その際に任命された者は、松橋村堀米四郎兵衛・柴橋村安孫子伝四郎・谷沢村嘉兵衛・楯西村市右衛門・柴橋村藤右衛門・大町村弥之助・下小泉村武助・矢野目村仁右衛門であった。堀米四郎兵衛の場合、代官所村々のうち南は西里村、東は六田村、北は大石田までの広大な地域を管轄とした。見廻り・取締活動を指揮させるために「見廻方下役」に松橋村下組宮地治兵衛を、「手先差配」に松橋村上組直蔵・利助を任命している。その配下の手先については、「日々見廻探索召捕方等御差出被成候手先之衆」

〔手先〕「手人」とも呼称）として松橋村上組の藤内（重五郎）・四郎治・松蔵・利助倅長松・重助倅文之助、下組の仁左衛門・与吉・次兵衛倅利兵衛が任命されたことが確認できる（文久三年六月「御取締之趣御請書」など）。手先差配の者に渡された取締道具五品（参考史料六く）が手先にも渡された（堀米家より給金として手先へ年に金二分ずつ渡された。手先差配は無給）。郡中取締惣代の差込に従う見廻方下役・手先差配―手先の見廻り・取締活動は將軍への奉公と位置づけられ、手先差配・手先は負傷した場合も堀米家を恨まない旨を誓約している点が注目される（手先の請証文も参考史料六とほぼ同文である）。將軍權威と一体化した堀米家の動員体制を指摘できる。同時に松橋村の場合、惣百姓が「若心得違之者有之候ハ、異言差加へ可申、取用不申者は不依親疎可申出旨承知仕」「自分村方組下之儀は他村見競ニも可相成義ニ付、聊之事ニ候共聞捨見遁し不致、嚴重ニ取斗候旨兼而可心得段承知仕」と請書を堀米家に差し出している。松橋村は郡中取締惣代の居村であるためいわば模範村に位置づけられ、「心得違之者」に対する「異言」に教唆と監視、手先への通報が嚴重に督励されたといえる。

参考史料七・八によれば、この郡中取締体制は戊辰戦争のさなかの慶応四年（一八六八）二月に再編された。慶応世直し騒動を契機に創設された出羽国取締出役（代官の兼任）がおこなう幕領私領にまたがる広域的な取締活動と連携し「羽州一國御取締」を強化すべく、表28に表示し

付表6 慶応4年(1868)郡中取締の手先差配・手先—堀米四郎兵衛家の場合—

職名 / 名前	文手 手先	文農 久兵	慶応 強社人	階 層	堀米家との関係 / その他の属性
手先差配	◎	◎	◎	461俵	分家。沢畑住居。
〃	◎	◎	◎	748俵	隠居別家。沢畑住居。秦平講員。
手先	〇	〇	◎	90俵	分家。沢畑住居。
〃	〇	〇	—	461俵	分家。沢畑住居。
〃	〇	〇	—	47俵	分家。沢畑住居。
〃	〇	〇	—	3俵	改名して十四郎。沢畑住居。阿部権内地借。
〃	〇	〇	—	8俵	小作支配人。堀米四郎兵衛地借。真田姓。
〃	〇	〇	—	5俵	上京支配人。沢畑住居。宇野姓。
〃	〇	〇	—	28俵	阿部姓。
〃	◎	◎	◎	346俵	秦平講員。宮地姓。

典拠) 堀米四郎兵衛家文書。

補注) 1 *は松橋村下組。他は上組の者。

- 2 階層欄の俵数は各家の明治6年の所持田畑立附米高を示す。
- 3 文久手先欄では、文久3年に手先差配(宮地次兵衛は見廻方下役)に任命された者に◎、手先に任命された者に○をつけた。但し、四郎治・重助・松藏・仁左衛門の各家については俵ではなく親が任命された。
- 4 文久農兵欄では、文久3年に農兵小頭に任命された者に◎、農兵に任命された者に○をつけた。但し、四郎治・重助・仁左衛門・与吉の各家については俵ではなく親が任命された(農兵におけるそれぞれの役割は順に、五人頭兼軍目付役・陣太鼓負役・五人頭兼軍目付役・拍子木役兼旗役)。
- 5 慶応強社人欄では、慶応2年に十人頭に任命された者に◎をつけた。その他の者は五人頭以下の強社人に任命されたと思われるが、強社人名簿がいまだ明らかでないので一をつけないとした。

た九名が「郡中村々取締役」（「村々御取締」とも呼称）に任命された。

取締惣代から村々取締（役）への役職名称の変更が通達され、文久期と比較するとメンバーも一部が入れ替わったことが判明する。堀米四郎兵衛の場合、参考史料七・表28により確認できる持場は先の文久期の管轄地域を踏襲しつつ、取締役のメンバー交代により境界域の一部を再編（例えば、南の小泉村があらたに編入され、最上川東の六田村が管轄外となるなど）したものとなった。手先差配や手先は文久期以来のメンバー（の家の者）が引き続き任命されており（参考史料八・付表G）、堀米家の郡中取締組織は文久く慶応期を通じて大きな変更はなくほぼ継続されたこととらえられる。

表28から判明する慶応期の郡中取締体制を俯瞰するならば各取締役の持場には広狭があり、とくに堀米四郎兵衛・柴田弥之助の持場は南は寒河江川まで、北は大石田まで、東は甌岳麓の榊山村にまで及ぶ広域であった。持場の書上げは代官支配所村々に限定されているが持場最寄りの私領寺社領の取締活動も命じられており（参考史料七）、村山郡中央部のうち谷地・楯岡・長瀨・大石田周辺を覆う広大な領域の村々が管轄とされたことが判明する。先述したように堀米家は支配人や口入人・蔵預かり人による広域的な金融ネットワーク・紅花集荷機構を張り巡らし、これらの地域の豪農商と貸付など経営関係を結んでおり、同家の大規模豪農としての社会関係が広域的な取締活動の基盤として期待されたこと

とらえられる。

付表Gに、慶応四年に任命された手先差配・手先の構成を一覧にした。文久農兵・慶応強壯人において農兵に取り立てられた者が多く、農兵（強壯人）組織と郡中取締組織は人員において重複していたこととえられる。とくに農兵小頭・五人頭ないし十人頭などの、農兵組織ないし強壯人組織の基軸メンバーが、手先差配・見廻方下役および手先の一部に配置され郡中取締組織においても基軸となつていことがあきらかである。◎をつけた基軸メンバーの階層は中小豪農層に位置し、いずれも堀米家の隠居別家・分家あるいは文久元年（一八六一）設立の地主講Ⅱ「泰平講」の講員である。手先の過半は小地主や自作・自小作層だが、沢畑住居・分家・堀米家の支配人である者ではほぼ占められている。堀米家の郡中取締組織が家と家との関係（地縁・血縁・経営）を紐帯としたものであることが明瞭であり、手先差配―手先も農兵組織と同様に堀米家の「私兵的性格」をもつものであったといえる。彼らの見廻り・取締活動は天保く安政初年に進展した「居村の豪農的編成」をさらに補強するものとして機能したといえる。堀米家の小作管理機構など広域的な経営組織と農兵（強壯人）組織・郡中取締組織は相俟って同家の地域編成を補完しあつた。農兵の組織化と訓練の実施および手先差配―手先による見廻り・取締活動は、地域民衆の日常生活に対して教唆・監視・探索・威嚇を加えるものであり、また彼らを直接に動員するものである。大

規模豪農堀米家の地域編成は幕末維新期において、個々の民衆の日常規範に関わる人格的かつ身体的なレベルの規制にまで及ぶ社会的装置を具備するに至ったと位置づけられる。

郡中取締惣代（取締役）―手先差配―手先の見廻り・取締活動の実態分析はさらに今後の課題であるが、慶応二年（一八六六）羽州村山世直し騒動の参加者に対する捕縛・探索活動に堀米家の農兵組織・郡中取締組織が大規模な動員を果たしたことは確実である。世直し騒動が高揚しピークを迎えた同年七月二六日夜以降八月七日までに、堀米家は手人・人足あわせて合計四六八人を動員し「川東村々騒立候ニ付御用先ニ差出且御用ニ付相従」わせたことを報告している（慶応二年八月「川東村々騒立ニ付人足取調書上帳」）。大町念仏講帳の同年七月二七日の記事に「柴橋御出役様并谷地郷手人共、召捕ニ差向候」（『大町念仏講帳 河北町誌編纂史料』河北町、一九九一年、四三六―四三八頁）とある谷地郷手人の構成については、大町念仏講帳から野田村防御のため出動していた工藤小路村宇井竹司（農兵頭）や大町村柴田弥之助（郡中取締惣代）のそれぞれ手人一〇〇二〇人ずつが判明するが、農兵頭兼郡中取締惣代であった堀米四郎兵衛もこの日だけで手人・人足あわせて八三人を出動させていることが確認でき、その主力は堀米家の動員によるものと推察される。柴橋代官役所出役・谷地郷手人の出動により、騒動勢が東根・野田方面から楯岡方面へ逃げたので宮崎村北方まで追跡したことも大町念

仏講帳から確認できる（八月六日に捕縛された騒動頭取は堀米四郎兵衛宅に連行され吟味となり、動員は翌七日で終了した）。これらのことは、堀米家の農兵組織・郡中取締組織が世直し騒動勢の鎮圧・探索・捕縛に役割を果たしたことを示す。楯岡・東根周辺に及ぶその出動範囲は同家の郡中取締の管轄地域ともほぼ合致し、広域的な探索・取締活動が現実に実行されたことが世直し騒動期の動向からあきらかとなるといえる。

(91) 文久三年（一八六三）農兵取立・慶応二年強壯人取立に関しては、渡辺信夫「幕末の農兵と農民一揆」（『歴史』第一八輯、一九五九年）、『河北町の歴史』上巻（河北町、一九六二年）、青木美智男「幕末における農民闘争と農兵制」（『日本史研究』第九七号、一九六八年）、吉田えり子「幕末期における豪農の意識と行動」（『お茶の水史学』第二四号、一九八〇年）、鈴木聖雄「堀米家資料にみる柴橋領の農兵組織」（『西村山地域史の研究』第二号、一九八四年）。農兵取立・陣屋統廃合をめぐる郡中の豪農層のヘゲモニー対立についての最新の研究として、戸森麻衣子「羽州村山郡幕領寒河江陣屋廃止反対運動をめぐる諸勢力の動向」（二〇〇一年度歴史学研究会近世史部会大会支援報告、二〇〇一年）があり参考とした。

文久農兵取立をめぐることは、農業生産への影響や武器購入費負担などを懸念する伊藤義左衛門ら中規模豪農や寒河江附郡中惣代の反対運動と堀米四郎兵衛ら農兵取立推進派の運動が対立し、複雑な地域政治過程が

展開するが、最上川東村々で起きた慶応世直し騒動により、最終的に堀米四郎兵衛など推進派のヘゲモニーが確立し再編・強化（＝強壯人取立）に結果するととらえられる。

また、堀米と伊藤の関係は従来、農兵研究の成果から対立関係にあることが強調されてきたが、先に述べたように郡中議定の履行推進にあたっては連携しており、両者の関係を固定的の面的にとらえずに総合的に分析していく必要がある。

(92) 『河北町の歴史』中巻（河北町、一九六六年、二三―三三頁）。

(93) 山形県（寒河江出張、田所権大属）に対する堀米実（六代四郎兵衛）

の建言草案は以下の通りである。

〔参考史料九〕

乍恐書付を以奉申上候

当御管内羽前国村山郡松橋村名主堀米実奉申上候、頃年御国内物産之多少自他出入損益一ヶ年之物括は、辺土草莽中至愚之小民不可量知勿論不奉弁万事、諺ニ井蛙之見殆と恐人候得共、愚意之思ひ不奉申上候も又御趣意ニ相悖り候義と無余儀奉申上候、世上之言語伝承仕候ニ物産多く利益年毎ニ積候ハ、富国強兵は自然之形勢不待論、産物無数損費盈過仕候ハ、言氣弛弱一和之協力を失ひ、追年御国威ニも拘候様可相成歟、右様之大事ハ愚昧浅知之私共是非可申上様無御座候得共、情当ニ郡栄枯得失を愚考仕候ニ近年日用之諸物品価十倍余ニ相成、出入

之諸品比較仕候得は不平均之価不少、就中郡中大一之産物干紅花青苧之義は天保之度米壹俵価金三朱程之節干紅花壹駄六七拾両程、凡壹ヶ年産荷一千駄価七万金、此節壹駄価八九拾両、諸品十倍とは六拾余万金之不足相立、青苧其外之物産不平均之不益夥敷生糸蚕卵紙等之増益金有之候得共、素より荷数無之聊之義ニ而諸国方買入候繰綿木綿絹布渡来品塩干物砂糖菓種類蠟小問物類其他之數品出入之価算計仕候得は、凡壹ヶ年五拾万兩余正金を以損費相立候様奉存候、右当算二候ハ、拾ヶ年ニ全郡之金錢殆と尽果、他国他郡より借財夥敷出来、自然と日用之諸品も乏敷相成、活計相続難相成、恐多も御貢金上納ニも差支候様可相成は眼前ニ而、歎息之至リニ奉存候、就而愚慮仕候ニ干紅花其外価不平均之不足、別品価を以満足仕候ニは養蚕茶製より外無御座候間、有志之輩有之厚く心配可致候得共、地面又は雜費金所持無之候而は制行難相成、空論ニ而已押移り実行難相立とも不奉存候、尤有金之ものは差当り急難ニも無之一己之安危ニ相泥ミ聊も憤発尽力之心得無之、全郡困窮仕詰候ハ、後患果而可及其身と不心付ものも可有之歟又生糸之義当郡之弊習ニ而糸制粗略唯々簡便を旨とし、陸中国清水川出産金花山銘之生糸々価五分余之下直ニ而素々物品之下悪ニ無之、糸制之粗悪ニ有之、糸之引方甚太く其上太細更ニ無定期、繰方も一編ニ而尤不揃ニ御座候、右等之次第弁別いたし、極細ニ引、二編繰ニ一統念入相製候ハ、其利益莫太ニ而壹駄価七百金之処、上制五分増壹千五

拾金ニ相成候ハ、一百駄ニ付三万五千金之有益ニ相成、數百駄之働算計仕、年々増益入金仕候ハ、郡益不少義と奉存候、前頭両様心付候もの不少可有之候得共、区々ニ而は迎も被行間敷、且は第一養蚕茶制之義は乍恐、御威光を以御精諭誘導被成下置、其実行御賢察被成下、勉勵尽力之有無を以御賞叱御座候ハ、全郡困窮相凌無難永續廣太之御仁恵と難有仕合奉存候、依之此段書付を以奉申上候、以上

(明治四年)
辛未五月

右書面 武助 正兵衛 両名ニ相直し、同人共之心付之積を以、田所權大属様へ差上候事

村山郡第一の特産である紅花・青苔が獲得する販売代金総額の停滞という状況をふまえて村山郡全体の年間収支を概算し、その悪化をふまえてあらたな養蚕生糸・製茶業の振興が急務であることを総括的に論じている。また、村山郡における製糸技術改良の具体的な必要性とそれによる「郡益」の獲得を提言し、郡民の意識改革と県の「御精諭誘導」⁹⁴ 殖産興業策の推進を要請したものである。かつて万延元年に国産売買取締献策を提言していた堀米家の経営的視野の発展であり、この時点での同家の村山郡規模での経営構想を端的に示す建言であると位置づけられる。この意見書は山形県の有識者による殖産興業献策の先駆けともなり大きな影響を与え(『河北町の歴史』中巻、一五〇～一五二頁)、翌明治五年

豪農経営と地域編成(四・完) — 全国市場との関係をふまえて — 岩田

(一八七二) 正月の県による最初の物産番殖布達の一つの前提となった。堀米実が書いたこの建言は、参考史料九の末尾からあきらかなように、実際には武助・正兵衛の意見書として県に提出された。このうち武助とは下小泉村名主(明治五年は元上下小泉村二等副戸長) 渡辺武助のことであり、前掲注(89)で指摘したように、最幕末期に堀米らとともに郡中議定の連署名に加わった者である。渡辺武助は、慶応二年に柴橋役所より蚕種肝煎人に任命され、明治四年には「寒河江蚕種紙改所掛り」を務めており、蚕種生産・取引の統制と品質管理の実務を担当し養蚕生糸業の振興に発言力を持っていた者である(前掲注(88) 浅香家文書、

『大石田町立歴史民俗資料館史料集』第六集〔大石田町教育委員会、二〇〇〇年、一五頁〕、『寒河江市史編纂叢書』第三八集〔寒河江市教育委員会、一九八九年、一七四頁〕。堀米家はこれらの者たちとネットワークを形成し、村山郡全体を視野に入れた建言案を授け、彼らから県へ殖産興業献策を提出させていたことが判明する。地域の殖産興業推進における堀米家のヘゲモニーの一端が窺える事例である。

(94) 堀米実は、関山新道開鑿の建白・野蒜港^{のびる}開発会社の構想立案や視察をおこない村山四郡の生糸等物産輸出入港として野蒜港を利用し郡経済の振興をはかる豪農商グループの中心的存在であった(表27参照。細矢憲利「野蒜港を中心とした東北広域経済圏の構想」〔西村山地域史の研究〕第一四号、一九九六年)。のちに野蒜港開発は失敗するが、関山新道開

盤とともに落成したならば「当郡ノ繁栄指ヲ折テ待ヘシ大慶々々」（明治一二年。『大町念仏講帳』（前掲注（90））五一―五頁）と書かれたように、両事業は経済振興の巨大プロジェクトとして地域の期待を得ており、堀米らによる視察・建白・開発会社立案などの動きは当時の地域政治の方向を主導していたといえる。

この開発構想を堀米とともに進めたメンバーは、柴田彌・細矢巖太郎・今田弥五兵衛・笹嶋長左衛門ら堀米家と経営関係にある中小豪農や、西川耕作・松浦吉三郎ら堀米とともに民権結社「特振社」を結成する者たちからなり、堀米家を中心とした大規模豪農―中小豪農などのネットワークが重要な基盤となっていたことが指摘できる。このネットワークは幕藩期以来の経営関係に加えて、明治一〇年（一八七七）以降の三嶋県政に対する民費軽減運動により形成されたと考えられ、堀米実も運動で主導的な役割を果たした（『河北町の歴史』中巻、九二頁）。しかし、一方で彼らと三嶋県政との関係は東北開発政策などで共生関係にあり、明治一三年（一八八〇）に山形県会副議長に就任した堀米実は西川・松浦らとともに関山新道開鑿経費の負担をめぐる村山四郡内の地域対立（東・南村山郡町村惣代による関山新道開鑿費徴収反対運動）に際して、三嶋県令―南村山郡長の依頼を受けて四郡の各負担額の変更による内済案を惣代らに提示し、提訴の取り下げと地域利害の調整に役割を果たし（渡部史夫『出羽南部の地域史研究』郁文堂書店、一九八六年、二二―二頁）、

新道開鑿を推進する調停者としてその政治的ヘゲモニーを發揮している。明治山形県政と一定の緊張関係にありながらもその地方行政・殖産興業政策の基盤として位置づく、堀米実をはじめとする豪農商ネットワーク―穏健派民権グループの政治的位置が指摘できる。

(95) 『山形県史』資料篇十九（山形県、一九七八年、一六四―一六六頁）、『山形県史』第四卷（山形県、一九八四年、二一九―二二〇頁）。

(96) この点は、世直し状況論を批判した組合村―惣代庄屋制論の提起以降、中間層の政治的側面における多様な階層・形態を検討してきた近年の地域社会論においてもあてはまる問題点である。また、最近の渡辺尚志氏・志村洋氏らの地域社会論（前掲注（3）（4））に関する筆者の評価と批判については「はじめに」を参照されたい。志村洋「地域社会論における政治と経済の問題」（『歴史学研究』第七四八号、二〇〇一年）も指摘するように、近年の地域社会論は地域の経済構造分析を欠いたまま展開している傾向があり、現段階でもこの点は本格的には克服できていない。本稿は「はじめに」で問題提起したように、経済構造分析の面から世直し状況論を批判するとともに、地域社会論におけるこの課題の克服をめざしたものである。

(97) 前掲注（7）参照。

(98) 本稿は、化政期以降、大規模豪農―中小豪農という豪農層内部の分化と経済的な階層差が形成されたことを把握し、その上で地域社会におけ

る政治的ヘゲモニー主体と経済的ヘゲモニー主体の分化と相互の関係構造、大規模豪農のヘゲモニー主体としての成長・展開過程、などを動的に段階的に把握する方法Ⅱ構成をとった。この方法Ⅱ構成は、紅花生産地帯としての特徴的な生産・市場的条件が豪農層内部の分化をもたらし、いわゆる豪農Ⅱ村役人論では解けない村山郡の豪農層の成長・発展過程を生み出したこと、それに規定されて地域社会のヘゲモニー構造が複雑なものとなったこと、などの村山郡の地域の実態をふまえて採用したものである。

なお付言すれば、大規模豪農堀米家の実証分析からあきらかにしたように、ヘゲモニー主体は政治的経済的文化的などのヘゲモニー諸要素を初発から総合的に具備しているのではなく、その成長・発展過程において次第にいくつかの可能な要素を具備するようになり、自己が把持するヘゲモニーの総合性を高めていくととらえられる。また、自己が把持しない（できない）ヘゲモニー要素についてはそれを具備している他の主体と連携（ないし編成）することで、地域社会におけるヘゲモニーの総合性を担保Ⅱ組織化していくととらえられる。こうしたヘゲモニー主体の成長・発展過程、およびヘゲモニー諸主体間の関係構造とその変動過程を分析することは、現実には複雑で煩瑣な地域社会の構造を内在的かつ動的に分析するためには不可欠な作業であると考えている。

(99) 前掲注(6) 参照。

(100) 近年の地域社会論および村落社会研究における「システム論」的展開に対する批判については、町田前掲注(2) 論文を参照。本稿では、大規模豪農のヘゲモニーが郡中惣代・郷宿や組合村議定Ⅱ運営に影響力を行使し、土地集積を実現したり小作人運動と対峙した動向について実態分析をおこない(論点M・P)、組合村論を地域社会のヘゲモニー諸主体の関係構造論のなかに広く位置づけ再検討する方法の提起と実証的考察をおこなった。

(101) 渡辺尚志『近世村落の特質と展開』(校倉書房、一九九八年)。

(102) 渡辺氏は豪農類型論の提起の後に発表した『近世地域社会論』(前掲注(3)) などにおいて豪農間の関係性(とくに政治的側面)を視野に入れた議論を展開したが、その成果をふまえて自身の豪農類型論を再検討することはしていない。

(付記) 本稿は、二〇〇一年度歴史学研究会大会近世史部会報告「豪農経営と地域編成Ⅱ全国市場との関係をふまえて」をもとに成稿したものである(本紀要第三三卷第二号より連載)。この報告については、既に『歴史学研究』第七五五号(二〇〇一年一月増刊)に発表した。ここでは紙幅の制約から大会当日レジュメの図表三〇点と参考文献を割愛し報告本文も削減・要約せざるをえなかった。そこで、本稿では、前稿でおこなった割愛・削減・要約部分を復元し、注を加筆したものである。

割愛した参考文献一覧も以下に掲載する。

なお、大会報告後、幸いにも多くのご意見を得た。本稿は、大幅に加筆した注を含めて、大会報告時点で考えていたことを基本的に成稿したが、それを通じてご批判・ご指摘に実質的におこたえした部分もある（例えば、吉田伸之氏からいただいた批判「吉田伸之の『総論 地域把握の方法』歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題 1980-2000年 II』青木書店、二〇〇三年、二〇五～二〇六頁）については、ヘゲモニーの構造ないし関係性の把握に関する本稿の方法的立場を記した注（98）の記述が、対応する当面の回答となると考える。ご検討いただきたい。しかし残念な課題も多い。今後に期したい。

また、本稿と併行して、岩田浩太郎「豪農堀米家の経営と相続（一）（二）」『西村山地域史の研究』第一九号、二〇〇一年、『西村山地域史研究会二十周年記念論集 西村山の歴史と文化Ⅳ』西村山地域史研究会、二〇〇二年、同「商品流通と『着値』—遠隔地間取引における荷主の価格計算・損益管理—」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第一〇三集、二〇〇三年）を発表した。本稿と直接に関連するものなので、あわせて参照されたい。

本稿の完結にあたり、堀米家文書の閲覧に際してお世話になった河北町立中央図書館と、聞き取り調査などにご協力くださった河北町の先学や地域の関係諸氏に御礼申し上げたい。また、本稿は、第三九回近世史サマーセミナー・史料論研究会・東北近世史研究会・山形近世史研究会

・西村山地域史研究会・歴史学研究会近世史部会などでの報告を基礎にしている。これらの場で議論に参加してくださった多くの先学諸氏に感謝申し上げます。

〔参考文献〕 『歴史学研究』第七五五号の拙論文の注記に対応する。

青木美智男「世直し状況」の経済構造と階級闘争の特質」『歴史学研究』第三二六号、一九六七年

青木美智男「幕末における農民闘争と農兵制」（『日本史研究』第九七号、一九六八年）

安孫子 麟「幕末における地主制形成の前提」（歴史学研究会編『明治維新と地主制』岩波書店、一九五六年）

岩田浩太郎「堀米四郎兵衛家における紅花出荷の動向」（『西村山の歴史と文化Ⅲ』西村山地域史研究会、一九九六年）

岩田浩太郎「豪農と地域」「紅花と商業取り引き」（『全国商業と地域』（横山昭男編『街道の日本史11最上川と羽州浜街道』吉川弘文館、二〇〇一年）

久留島 浩「直轄県における組合村―惣代庄屋制について」（『民衆の生

活・文化と変革主体』青木書店、一九八二年）

久留島 浩「百姓と村の変質」（『岩波講座日本通史 第15卷近世5』岩波書店、一九九五年）

今田 信一『最上紅花史の研究』（井場書店、一九七二年）

齋藤 善之『内海船と幕藩制市場の解体』（柏書房、一九九四年）

佐々木潤之介『幕藩体制下の農業構造と村方地主』（古島敏雄編『日本

地主制史研究』岩波書店、一九五八年）

佐々木潤之介『幕末社会論』（塙書房、一九六九年）

佐々木潤之介編『村方騒動と世直し』上（青木書店、一九七二年）

佐々木潤之介『幕末社会の展開』（岩波書店、一九九三年）

志村 洋『近世後期の地域社会と大庄屋制支配』（『歴史学研究』第七

二九号、一九九九年）

塚田 孝『歴史学の方向を考える』（『歴史評論』第五七一号、一九九

七年）

戸森麻衣子『羽州村山郡幕領寒河江陣屋廃止反対運動をめぐる諸勢力の

動向』（歴史学研究会近世史部会大会支援例会報告、二〇〇一年）

なお、その成果の一部は、戸森麻衣子「代官所役人集団と幕領組合

村惣代」（『学習院史学』第四〇号、二〇〇二年）として発表された。

平川 新『転換する近世史のパラダイム』（九州史学）第二二三号、

一九九九年）

藤田 覚『近世後期の村落と豪農経営の動向』（『地方史研究』第一三

九号、一九七六年）

町田 哲『地域史研究の一課題』（『歴史評論』第五七〇号、一九九七

年）

宮崎 勝美『天明朝羽州村山郡幕領の石代納闘争と惣代名主制』（『日本

近世史論叢下巻』吉川弘文館、一九八四年）

藪田 貫『国訴と百姓一揆の研究』（校倉書房、一九九二年）

藪田 貫『近世の地域社会と国家をどうとらえるか』（『歴史の理論と

教育』第一〇五号、一九九九年）

吉田えり子『幕末期における豪農の意識と行動』（『お茶の水史学』第二

四号、一九八〇年）

吉田 伸之『社会的権力論ノート』（久留島浩・吉田伸之編『近世の社

会的権力』山川出版社、一九九六年）

横山 昭男『宝暦・天明朝最上川流域における経済構造の変動』（『歴史

学研究』第三〇四号、一九六五年）

横山 昭男『近世河川水運史の研究』（吉川弘文館、一九八〇年）

渡辺 尚志『近世村落の特質と展開』（校倉書房、一九九八年）

渡辺 尚志編『近世地域社会論』（岩田書院、一九九九年）

渡辺 信夫『紅花生産と一村方地主』（『日本歴史』第九〇号、一九五五

年）

渡辺 信夫『幕末の農兵と農民一揆』（『歴史』第一八輯、一九五九年）

“Gono” (rich farmers) management and local organization in eighteenth to nineteenth Japan (IV)

— In respect of the relation with nation-wide market —

IWATA Kōtarō

(Department of Public Policies and Social Studies, Faculty of Literature and Social Sciences)

In this study, I examine the structure of regional society in Japan in the 18th and 19th centuries. The purpose of this research is to promote the study of regional society, which has been vigorously pursued recently in the field of pre-modern history from the perspective of economic history. It is an examination, in particular, of the manner in which *gono* (rich farmers involved land ownership, financial business, production and commerce) consolidated and restructured political and economic aspects of regional society.

I pursue the study citing as an example the family of Horigome Shiroubei, who lived in Yachi-go, Murayama-gun, in the land of Dewa (the present Kahoku-cho, Nishi-murayama-gun, Yamagata Prefecture). The Horigome family, a large-scale *gono* (rich farmer) family that held economic sway over the society of the region, undertook wide-ranging business activities while cooperating with village representatives and *goyado* in Murayama-gun.

This research is divided into a number of sections. As part 4 of the research, I report on how the Horigome family conscripted peasants organized as a force in preparation for peasant protests and how it sought to control commercial distribution in Murayama-gun in cooperation with the Shogunate's local administration office and examine the process by which large-scale *gono* expanded as a political force in regional society. Finally, I outline the various stages of development in the business activities of the Horigome family and raise a number of issues relating to the approach to research in regional society, which has become a focus of attention in this academic field.